

財団法人小田原市公益事業協会寄付行為

〔昭和49年 3月20日県指令〕
〔文 第 91号 設 立 許 可〕
昭和50年 6月13日変更認可
昭和50年10月 6日変更認可
昭和51年 6月12日変更認可
昭和52年11月 7日変更認可
平成12年 7月21日変更認可
平成18年 1月26日変更認可
平成19年11月19日変更認可
平成20年 3月27日変更認可

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 資産、事業計画等（第5条～第13条）
- 第3章 役員、顧問及び職員（第14条～第21条）
- 第4章 理事会（第22条～第29条）
- 第5章 評議員及び評議員会（第30条～第39条）
- 第6章 寄付行為の変更及び解散等（第40条～第42条）
- 第7章 補則（第43条）
- 附則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、財団法人小田原市公益事業協会という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を神奈川県小田原市南町一丁目1番40号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、小田原市の行政に協力及び奉仕をし、並びに公共的事業を

行うことにより市政の充実及び伸展を図り、もって市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小田原市の行う事務事業への協力及び奉仕並びに事務事業の受託
- (2) 公の施設の利用者の便益に資する事業
- (3) 公共建物及びその敷地の警備保安業務の受託
- (4) スポーツを通じ、青少年の健全育成を図るための施設の設置及び管理運営
- (5) 中心市街地の整備改善に関する業務の実施
- (6) 小田原城址公園等小田原市内の公共的施設周辺における売店事業及び駐車場事業の実施
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、事業執行上やむを得ない理由があるときは、理事会において総理事の4分の3

以上の者の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 この法人の事業計画及び予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始前までに評議員会の同意及び理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第 12 条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 60 日以内に評議員会の同意及び理事会の承認を得なければならない。

(借入金)

第 13 条 この法人は、理事会の議決を経て、金融機関その他から資金を借り入れることができる。ただし、長期借入金については、総理事の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 3 章 役員、顧問及び職員

(役員を設置)

第 14 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 専務理事 1 人
- (3) 理事 (理事長及び専務理事を含む。)

8 人以上 10 人以内

(4) 監 事 2 人

(役員を選任)

第 1 5 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 1 6 条 理事長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 5 9 条の職務を行う。

(役員任期)

第 1 7 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 1 8 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があった場合又は病気その他の特別の事情がある場合には、評議員会において総評議員の 4 分の 3 以上の者の同意により、これを解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 1 9 条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、別に定めるところにより報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 2 0 条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事長が理事会に諮り、委嘱する。

- 3 顧問は、重要事項について理事長の諮問に応じて、助言を行うことができる。
- 4 第17条の規定は、顧問について準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(事務局)

第21条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、必要な職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。

第4章 理事会

(構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この寄付行為に特別の定めがあるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 理事会は、理事長が必要と認めるとき又は総理事の3分の1以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の招集は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 理事会は、総理事の3分の2以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄付行為に特別の定めがあるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ

通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席した理事とみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上の者が議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に評議員を置き、その数は10人以上16人以内とする。

- 2 評議員は理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第17条及び第18条の規定は、評議員の任期及び解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「総評議員」とあるのは「総理事」と読み替えるものとする。

(費用弁償)

第31条 評議員には、費用を弁償することができる。

(評議員会の構成及び権能)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に別に定めがあるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第 33 条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき又は総評議員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(評議員会の招集)

第 34 条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の招集は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第 35 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第 36 条 評議員会は、総評議員の 2 分の 1 以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

(評議員会の議決)

第 37 条 評議員会の議事は、この寄付行為に別に定めがあるもののほか、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

第 38 条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席できない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条及び次条において準用する第 29 条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

(評議員会の議事録)

第 39 条 第 29 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 寄付行為の変更及び解散等

(寄付行為の変更)

第 40 条 この寄付行為は、理事会において総理事の 4 分の 3 以上の者の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、総理事の4分の3以上の者の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときに解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散したときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、小田原市又はこの法人と類似の目的をもつ他の法人に寄付するものとする。

第7章 補 則

(委任規定)

第43条 この寄付行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和49年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和51年3月31日までとする。

附 則 (昭和50年5月14日理事会議決)

変更後の第12条第1項の規定は、昭和50年度に係る事業報告、決算及び財産目録の承認から適用する。

附 則 (昭和50年8月29日理事会議決)

変更後の第3条及び第4条の規定は、昭和51年度以後に実施する事業について適用する。

附 則 (昭和51年5月12日理事会議決)

変更後の第4条第3項の規定は、昭和51年7月1日から施行する。

附 則 (昭和52年10月4日理事会議決)

変更後の第32条の規定は、主務官庁の許可があった日から施行する。

附 則（平成12年5月26日理事会議決）

- 1 変更後の寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄付行為変更後の最初の評議員は、第30条第2項の規定にかかわらず、別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は同条第4項の規定により準用する第17条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則（平成18年1月10日理事会議決）

変更後の寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成19年9月26日理事会議決）

変更後の寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則（平成20年3月11日理事会議決）

変更後の寄付行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。